

第7回コミュニティ推進基本方針策定懇話会 議事録

1. 日 時 平成26年6月26日(木) 19時00分～20時30分
2. 場 所 地域づくり支援センター2階視聴覚室
3. 議 題 コミュニティ推進基本方針(案)中間報告について
4. 出席者 コミュニティ推進基本方針策定懇話会委員 19名中14名出席
5. 配布資料 コミュニティ推進基本方針(案)
6. 議 事 録

(1) 市民部長あいさつ

この4月から市民部長に就任いたしました。最初の大きな仕事がコミュニティ推進基本方針の仕上げでございます。

これまで皆様からいただいた、多くのご意見・ご提言を参考にさせていただきながら、これからのまちづくり、地域づくりの役に立つ基本方針を策定して参りたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

皆様には大変お忙しい中、第7回の策定懇話会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

振り返ってみますと、今年の1月に会合があり、3月策定を予定しておりましたが、諸般事情により、半年ぶりの開催になっています。今回と次回の8回で終わるということですが、市の方も部長の異動をはじめ、新しい体制で基本方針の仕上げをしていただくと同時に、一緒に実行していただける原動力になっていただけるものと思っておりますので、我々策定メンバーも一生懸命力を合わせて、知恵を絞りながら策定作業を進めてまいりたいと思います。

(3) 議事

(会長)

本日の議題は、「コミュニティ推進基本方針(案)中間報告」について、ご意見をいただくもの。

お手元の案を1枚めくって目次をご覧くださいと、大きく4つの構成に別れているが、まずはじめに、Ⅰの「はじめに」からⅢの「地域コミュニティの目指す姿」までを一括して事務局より説明し、その後、委員の皆様にご意見をいただきたい。

(事務局)

それでは、お手元の「光市コミュニティ推進基本方針(案)」に沿って説明をさせていただきます。

なお、策定にあたりましては、これまで懇話会でいただいたご意見や、庁内組織である「協働の地域づくり推進委員会」から出た意見等を踏まえ、策定作業を進めてきたところでございます。

また、要綱上、本懇話会の任務は「基本方針の策定に関し、提言及び提案を行うこと」となっておりますので、これから説明する「基本方針（案）」に対し、様々なご提言及びご提案をいただきたいと思いますと思っております。

なお、いただいたご提言やご意見等については、すべてこの場で即回答するというのではなく、一旦、事務局でお預かりし、次回、お示しします「最終案」に可能な限り反映させていきたいと考えております。

それでは、早速、説明に入らせていただきます。

まず、1ページ「Ⅰ はじめに」であります。

地域づくりを進めるためには、地域に暮らす人たちが、自分たちの地域の未来を描き、そして、その未来を共有することが重要であり、そのキーワードを「対話」と「つながり」とし、『対話』をとおしてゆつくりと『つながって』いきませんか。」としています。

次に2ページをお願いします。

「Ⅱ 基本方針策定の趣旨」であります。ここでは、11ページにかけまして、「策定の目的・背景」「基本方針の位置づけ」、そして本市における「地域コミュニティの現状と課題」、こういった切り口から、これまで実施してきました「公民館の地域自主運営方式」の総括を含め、「何故、今、基本方針を策定するのか」ということや、「コミュニティ基本方針とはどういったものか」について記述しています。

それでは、最初に2ページ、基本方針の「策定の目的」であります。

光市では、これまで平成17年に策定しました「市民活動推進のための基本方針」に基づき、まちづくりを進めてきました。

しかしながら、今後、さらに市民との協働によるまちづくりを進めるためには、国が示しています「新しい公共」の仕組みづくりを構築することが大切であり、そのためには、地域の特性や課題に応じた地域コミュニティを推進することが求められています。

こうしたことから、地域コミュニティの基本的な考え方や目指す姿、さらには取組みの方向性や行政の役割を明らかにし、地域活性化に向けた市民・事業所・行政が一体となった取組みを進めることが重要であり、その羅針盤、いわゆる進むべき道となる「コミュニティ推進基本方針」を策定する。としています。

次に、基本方針の「策定の背景」であります。

先ず「地域社会を取り巻く環境の変化」ですが、ここでは、公共サービスの拡充や少子高齢化、核家族化の進行により、人間関係が希薄化するとともに、住民ニーズの多様化・複雑化により、地域での「つながり」が上手く機能しない社会へとなり、従

来の公共サービスだけでは、将来的に地域社会を維持することは難しくなるとしてきます。

また、「地域における取組み」では、こうした状況の中、光市においては、公民館を中心とした地域づくりが進められ、地区運営組織や連合自治会、また自主防災組織が立ち上がるなど、独自の組織づくりや活発な地域活動が行われてきましたが、担い手の「固定化」「高齢化」「減少化」など、地域活動の衰退傾向は続いているとしています。

一方、「国のコミュニティ政策」としては、「支え合いと活気のある社会」の実現に向け、平成 22 年に「新しい公共」の考え方が示されており、この中で、活力ある社会の担い手としては、これまでの地域社会において重要な役割を担っていた自治会や商店会などだけではなく、今後は、NPO 法人や公益法人、企業等が、新たな社会の担い手として参加することを期待しているとしており、こういったことが、今回の基本方針の「策定の背景」にあると記述しています。

次に 4 ページをお願いします。

「基本方針の位置付け」であります。下の図でお示ししておりますように、この基本方針は「光市総合計画」に掲げる「7つの未来創造プロジェクト」のひとつ「ふれあいで絆を紡ぐコミュニティ創造プロジェクト」を推進するために、その基本的な方向や目標を総合的に示すものであり、策定に当たっては「市民活動推進のための基本方針」が示す協働の考え方を踏まえ、地域コミュニティの基本的な考え方を整理し、具体的な取組みと方向性等を取りまとめています。

次に 5 ページをお願いします。

「地域コミュニティの現状と課題」であります。

ここでは、光市における地域コミュニティの現状を整理し、今後の取組みを進める上での課題を抽出するとともに、公民館の自主運営方式の総括を行っています。

なお、市民調査等から「少子高齢化・核家族化の進行」や「年少人口と生産年齢人口の減少」、「老年人口の比率の増加」。さらには、6～7 ページでは、「自治会加入率の低下」、「活動の担い手不足」、「地域のつながりの希薄化」などが読み取れます。

また、9 ページ「公民館の沿革」であります。本市の公民館運営は、平成 20 年度から、地域の課題は地域で解決する地域自治を進めることを目的に、「地域自主運営方式」に移行しましたが、役員の担い手不足や地域活動の衰退、地域選出主事の負担増など、新たな課題等も生じているとしています。

それらのことを踏まえまして、10 ページには「総括」として、地域自主運営方式は「地域住民の自主的・主体的な運営」という点においては、「地域自治の推進」に向け一歩前進し、一定の成果は上げましたが、まだ多くの課題を抱えており、引き続き、地域と行政が協働のパートナーとして、地域づくりを進める仕組みづくりが求められているとしています。

なお、参考としまして、11ページに公民館の自主運営と地域選出主事に対する「公民館関係者等のご意見」を一部掲載しております。

次に12ページをお願いします。

ここでは、13ページにかけまして、これまでの内容をまとめたものとして、「何故、地域自治が必要なのか？」という点について、「現代版のつながり」を深めることの大切さと「財源不足下における公共サービスの限界」という二つの視点から、改めて「コラム」という形で分かりやすくお示ししております。

次に14ページをお願いします。

「Ⅲ 地域コミュニティの目指す姿」であります。まず、「地域コミュニティとは」、一定の地域を拠点として行われる地域住民の集合体と定義し、自分たちが住んでいる地域を、みんなの力でよりよいものにする重要な基盤と位置付けています。

また、「組織体制」を例として掲載しておりますが、コミュニティ組織の基盤は地縁型コミュニティ組織である単位自治会であり、この単位自治会とNPO法人や市民団体など、いわゆるテーマ型コミュニティ組織などが一緒になって、地域コミュニティ組織を形成するといったイメージを「組織体制図」としてお示ししています。

また、行政はこの地域コミュニティ組織をサポートすることにより、地域と行政が協働で地域コミュニティを推進するという体制となります。

15ページをお願いします。

「地域コミュニティ組織の範域」であります。

範域につきましては、コミュニティ組織が共同体意識のある住民の集合体であることから、当面、現在の公民館活動区域を基本としますが、少子高齢化等を視野に入れた地域づくりを考えた場合、将来的には「新たな範域」について、考えていくことも大切である。としています。

なお、今後、範域について考えて頂くための参考資料として「現在の公民館活動区域の状況」を掲載しています。

次に、16ページをお願いします。

「基本方針策定の視点」を3点挙げています。

まず1点目「新たな価値や満足を生み出す」ということでは、市内で画一的な取り組みを進めるのではなく、「地域の特色ある取り組みの中で、新たな価値や満足を生み出し、地域を活性化していく体制づくりを目指す」としています。

2点目は、「自助・互助・共助・公助の調和を図る」ということで、本来、地域が担っていた「互助」「共助」の意識の再生を図りながら「市民と行政の適切な協働関係の構築を目指す」としています。

3点目は、「3つの『わ』(対話・調和・人の輪)から、まちにやさしさを導く」ということで、「市民・事業所・行政が『対話』を大切にしながら、ともに主体となり、すべての市民が参加できる『調和』のとれた地域コミュニティの環境を整え、地域全

体に『人の輪（つながり）』を広げる」としています。

なお、下段には、策定懇話会が出されたご意見を一部紹介しております。

次に、17ページをお願いします。

「地域コミュニティの目指す姿」であります。

まず、目指す姿を「自分たちの地域は自分たちで創る『地域自治』の実現」、そのためのキーワードを「対話」と「つながり」とし、先程、申し上げました基本方針策定の視点も掲載しております。

また、こうした目指す姿を実現するための「取組み」と「個別の展開」を、「地域コミュニティの活性化に向けた展開」としまして、「地域の取組み」と「行政の取組み」に分けて、体系図として掲載しており、こういった「取組み」「個別展開」を進めることが、下の絵でお示ししているように、地域と行政が互いに手をつなぎ、一緒になって「地域自治の実現」を目指すということになります。

以上で、「Ⅲ 地域コミュニティの目指す姿」までの説明といたします。

(会長)

ただいまの説明に対して、ご質問やご意見、ご提言があればお願いしたい。

(委員)

2ページの「1策定の目的」の中に、「地域コミュニティを推進する」と書いてあるが、先程の説明でいくと、「地域コミュニティによるまちづくりを推進する」という言葉が入るのかなと思う。

もう1つとして、5ページの「人口の将来推計」について、平成22年の国勢調査に基づく推計を掲載しているが、昨年3月に国立社会保障・人口問題研究所が出した、最新の「日本の地域別将来推計人口」では、かなりシビアな数値が出ている。これとの比較等も含めて、行政としてはどのように考えているのか。

(事務局)

「地域コミュニティの何を推進するのかがわからない」とのことだと思うが、この表現については、事務局で検討させていただきたい。

5ページにある「将来推計」については、現在、光市の総合計画を含め最新の推計として出しているものとなるため、平成25年度に公表された数値と関係も含め、調べさせていただきたい。

(委員)

14ページの「組織体制（例）」が、前回の会議の時に示されたのと少し変わっていて、下の※印にある「コミュニティ協議会は、公民館・連合自治会が発展した組織を想定」と新たに記載をしているが、この部分についての説明をお願いしたい。

また、27ページの財源の部分で、交付金と補助金の考え方について、今までの補助金方式から交付金方式に変えようとしているのか。

(事務局)

当初は右の各種団体を四角で囲った中に、公民館・連合自治会を記載していたが、今回外し、下の※を新たに加えた。その理由として、「組織体制(例)」でお示ししているように、組織の基盤は自治会(連合自治会)であることから、このコミュニティ協議会は、連合自治会がなくなるのではなく、発展した組織を想定している。この組織に地域の団体が加わることで、より充実した地域コミュニティ組織になる。

公民館については、後程説明をさせていただくが、公民館をコミュニティセンターに移行していくことを検討することとしており、これまでの公民館の活動は、コミュニティ協議会の中で活動していくことになる。

27ページの財源については、「IV地域コミュニティ活性化に向けた取組み」の中で、説明をさせていただく。

(委員)

組織体制の四角の囲いの中に、地区社会福祉協議会が入っているが、専門部の中の福祉部との関係は、今後どのように行っていこうと考えているのか。

(事務局)

現在、各地域の中に福祉部があると思うが、この活動は、ほぼ地区社会福祉協議会が担っているので、今後も、これに各自治会関係者も加わって一緒に活動をしていくイメージを持っている。

(委員)

いずれは、新しい条例ができなければ実際には動かないと思うが、その条例のイメージが今回の方針からは見えてこない。確かに地域づくりではあるが、生涯教育の部分が全くふれていない。地域づくりを進める中で済むと考えているのか。或いは、生涯教育はだれが進めるのか。こうした視点で不安になってくる。

(事務局)

地域コミュニティの推進については、基本方針策定後、これに基づき進めていくこととしており、10月以降に出前講座等を活用して地域での対話を進めていく予定。

また、生涯学習の視点については、先程「組織体制(例)」についてお答えしたように、コミュニティ協議会の中でやっていくこととなるが、各専門部の取組みが生涯学習にもなる。

(委員)

地域での心配事になるが、7ページの「コミュニティ活動を行う上での問題」でも取り上げられているように、地域活動に参加しない、いわゆる無関心層が増えている

心配がある。これは光市全体の共通の課題だと思うが、地域づくりを進める上で、みんなが参加し、楽しみ、悩み、助け合うことが大切だと思う。このあたりを協議したい。

(事務局)

おっしゃるとおり。こうした、地域でのつながりの希薄化や地域づくりの参加等の課題の解決として、「IV地域コミュニティ活性化に向けた取組み」をお示ししているが、詳しくは、その中で説明をさせていただく。

(委員)

言葉の使い方について、「コミュニティ」は広い意味合いがあるが、この時の「コミュニティ」は何を指すのか、分からなくなる時がある。以前からいっているが、日本語で表現できないものか。

(委員)

9月の下旬の時には、基本方針の報告があるとのことだが、例えば11ページにある「公民館関係者等からの意見」の概要についても記述をされる予定か。

(会長)

事務局で整理していただきたい。

(会長)

それでは、目次のIV「地域コミュニティ活性化に向けた取組み」について説明をしていただき、その後、質問等をしていただきたい。

(事務局)

それでは、18ページの「IV 地域コミュニティ活性化に向けた取組み」についてから、ご説明させていただきますが、17ページに一度お戻りください。

先程、少し申し上げましたが「地域コミュニティの活性化に向けた取組み」につきましては、「地域の取組み」と「行政の取組み」に分けて「個別の展開」とともに掲載しております。

まず、「地域の取組み」であります、「対話」と「つながり」というキーワードを踏まえまして、

「対話を深める」「人がつながる」「地域でつながる」「地域で考え、行動する」の4つの柱で構成しており、それぞれ「個別の展開」を挙げています。

また、「行政の取組み」としましては、個別の展開を「協働推進のための組織・体制の充実」以下、4点ほど挙げております。

それでは、それぞれの取組みについて、ご説明いたします。

18ページをお願いします。

まず、「地域の取組み」の1つ目の柱「対話を深める」であります。

誰もが地域で安心して暮らすためには、住民の支え合いが重要であり、そのためには、地域の皆さんが「互いに対話して、想いや課題を共有することが大切」であるとしています。

また、そのための展開としては、策定懇話会で出されたご意見等も踏まえまして、「地域意識の醸成」、「対話の深化・協議の場づくり」、「情報共有の仕組みづくり」の3点を挙げています。

20ページをお願いします。

次に、2つ目「人がつながる」であります。

ここでは、アンケート調査からも課題とされた「担い手不足」という実態を踏まえまして、主に人材育成について記載しています

個別の展開としては、「新たな人材の発掘」、「人材育成の仕組みづくり」、また、今年度から地域づくり推進課が実施しています「元気なまち協働推進事業の活用」を挙げており、特に「若い世代の発掘」と「リーダーの育成」に重点を置き、誰もが参加しやすいイベントの企画や、SNS等、新たな方法による人材発掘などが必要であるとしています。

22ページをお願いします。

3つ目「地域でつながる」であります。

ここでは、地域に存在する多くの団体がつながることで、協働して地域の課題に取り組むことが求められており、すべての地域住民に開かれ参加できる持続可能な組織体制を構築することが大切であるとしています。

なお、個別の展開として「集う場（語り場）のしかけ・キャッチ」、「ニーズや想いを汲み取る場の創出」、「組織の連携」を挙げております。

また、23ページ上段には、「地縁型」のコミュニティと、共通の趣味や目的でつながる「テーマ型」のコミュニティの連携を「展開例」として掲載しております。

24ページをお願いします。

4つ目「地域で考え、行動する」であります。

地域には、地域固有の特性や課題があります。そのため、「市内で画一的な地域づくりを進めるのではなく、各地域コミュニティ組織の中で、地域住民の皆さんが一緒になって考え、地域全体で協力・連携して地域づくりに取り組んでいく環境や仕組みづくりが重要である。」としています。

そのための展開として、「地域課題の発見と共有」、「課題解決に向けての取組み」を挙げています。

なお、「地域課題の発見と共有」では、「地域資源マップの作成」や「ワークショップの開催」などの取組みが考えられ、「課題解決に向けての取組み」については、「コ

「コミュニティ・プラン」の策定が有効な手段であるとしています。

次に、26ページ「行政の取組み」であります。

地域自治を形成し推進するためには、地域と行政の相互理解が不可欠であり、そのためには、行政の組織体制や仕組み、さらには職員改革を図っていくことが重要であります。

そのための展開として、「協働推進のための組織・体制の充実」、「職員の意識改革」、「拠点施設の充実」、「地域活動の財源」の4つを挙げており、「地域担当職員制度の導入」や「職員研修の実施」「交付金化の構築」などを検討することとしております。

なお、この部分の具体的な手段等については、今後、担当所管等と協議、調整を行っていくことが必要であると考えております。

次に、28ページをお願いします。

コラム2「地域づくりの成長過程」であります。

ここでは、地域と行政がともに地域づくりを進めていくための成長過程をイメージ図でお示ししております。

「対話」からスタートして、「計画を作成」し「行動に移す」という展開になりますが、その過程での行政との関わりを掲載しています。

なお、今回は掲載しておりませんが、29ページ以降には、資料として「基本方針策定懇話会」の結果報告等を掲載したいと考えております。

最後になりますが、先ほどもご説明しましたが、この基本方針は「地域自治の実現」を目指し、これから地域と行政が「地域づくりの協働のパートナー」として歩むための羅針盤（進むべき道）として策定するものであります。

そういったことから、この基本方針を足掛かりに、地域と行政が一緒になって話し合い、それぞれの地域の課題解決と活動の活性化に向け、「コミュニティ・プラン」を作成し、地域の皆さんの自主的・主体的な地域コミュニティの構築を推進していきたいと考えています。

以上で、「光市コミュニティ推進基本方針（案）」の中間報告についての全ての説明を終わります。

（会長）

ただいまの説明に対して、ご質問等があればお願いします。

（委員）

基本方針の中で、「少子高齢化」という言葉が多くでてくるが、「高齢者の位置づけ」がほとんどでてこない。高齢者の比率が高くなっている中、地域コミュニティの中での高齢者の位置づけなど記述がないのはおかしい。

（事務局）

委員おっしゃるとおり、高齢化が進む中で、これからの地域づくりの視点として、高齢者の健康づくり、元気な高齢者などが1つのポイントになってくる。

例えば21ページの「取組みの事例」の中で、「元気な高齢者が若者の人材育成を担う」と挙げているが、前回の会議で委員の意見にでたように、地域の高齢者には様々な技術や知識を持った人がおられ、こうした人たちが地域の若者に伝え、人材育成を図っていくという形が大切。実際に、同ページの「③元気なまち協働推進事業の活用」として、今年度、20団体から申請があり、その中で、地域コミュニティ団体からも申請をいただいているが、ある団体の実際の活動として、高齢者の団体が小学校児童の保護者を指導しながら、里山づくりを進められようとしている。こうして、地域によっては、高齢者を巻き込み地域づくりを進めていく事例もある。

本基本方針上の高齢者の記載や位置づけについては、今回のご意見を踏まえ、改めて整理をさせていただきたい。

(委員)

光市では連合自治会が発足したが、これを地域の母体として発展していくべき。あくまでも、他の団体は補助的な役割になる。

これについて、市の職員も認識を持ってもらわないといけない。私は、市の様々な会議に参加し、自治会関係者を会議に入れたらどうかと提案をしているが、認識していない職員がいる。今後、自治会を中心に地域づくりを進めていくというのであれば、行政がしっかりと進めてほしい。自治会自身もしっかりとしてほしい。

また、公民館の名前は変わるかもしれないが、主事について、若い人材が担っているわけでもないし、研修を受けていない状況の中で、生涯学習の推進や今から地域づくりの勉強をして進めていくことは、難しいと考える。

(事務局)

地域コミュニティの基盤が、自治会であることは認識しており、また、14ページに記載しているとおおり、そういった意味からも地域コミュニティ協議会は、連合自治会が発展した組織と記載をしている。

一方、現状での自治会に対する認識については、色々ご意見があると思うため、いったん持ち帰って、整理をさせていただく。

生涯学習の視点での地域づくりの推進は、11ページにもあるとおおり、確かに主事の負担をはじめ、現状の体制からは難しいという意見は把握している。そうした中、26ページ以降の「行政の取組み」の中で、ポイントの1つとして、「地域担当職員制度の導入の検討」を挙げているが、自主運営の総括の中で、地域と行政のこれまでの協働の取組みが希薄化、充分でなかったという反省点もあるため、地域担当職員がサポートしながら、一緒になって地域づくりを推進する体制を整えたいと考えている。

また、並行して、これまでの活動を整理していかなければいけない。先程コミュニ

ティプランの策定についてお示ししたが、改めて今、地域で行っている活動を洗い出し、今までは、イベント中心型が多くあったかと思うが、それを高齢者への支援や防災への取組み、さらには、コミュニティ・スクールの推進により、私たち保護者世代をいかにして地域に巻き込んでいくかなど考えながら、生涯学習を含め、地域での取組みを課題解決型に再整理していけば、時間はかかるかもしれないが、主事の負担も変わってくる。

(委員)

14ページにもあるように、これまでも公民館活動の主体は自治会で、各自治会から、それぞれ専門部の委員を出してもらって、そこを中心に色々な団体を交え地域づくりを進めていた。自治会がしっかりしているから、色々な活動ができる。

職員の関係でいえば、地域づくり推進課のように関わっているところは意識を持っているが、そうでないところでいえば、「私たちは行政で、自治会は自主的に組織を作っているもの」という認識の部等もあるため、新たな形で、職員の指導や研修を行ってほしい。自治会や地域活動は、あらゆる分野で活動を行っていることを認識して取り組んでいただきたい。

(会長)

確かに、職員が地域の活動に参加をすることは、非常に重要なこととなっている。昨年研修に伺った先進地では、「職員が地域の活動に積極的に参加しなさい」といった市長命令がでているところもあり、地域に住んでいる職員が地域の活動にどんどん参加しているとのこと。地域の人も大変喜ぶもので、行政職員と親しみを持って色々な行事やスポーツをすることは非常に大切なこと。

(委員)

私が自治会にしっかりとしてもらいたいといったのは、そういうことではなく、会議に出ても自治会関係者がだれもいないことが多い。こうした会議に自治会からも参加して、しっかりと地域の意見を言ってもらいたいということ。

(委員) ※見村委員

今回、新たに2つの会議に参加することが決まっているので、しっかりと意見を言っていきたい。

(事務局)

職員については、これからの行政運営を考えたとき、市民との協働は欠かせないので、市の職員全体での共通の認識であることから、色々な機会を通じて、意識啓発をしていきたい。

また、27ページに、「職員の意識改革」を挙げているが、大きなポイントだと思う。平成22年度から、職員の人事評価を行っており、その中の自己申告の項目の1つとして、地域でどのような活動をしているのか、書かしたことがある。さらに、市長についても、こうした活動を推奨しているところ。

(会長)

浅江だけでいえば、ここにおられる課長も、コミュニティの役員として長年やっていただいている。職員は、こういう方を、ぜひ見習ってほしい。

(委員)

将来的には、連合自治会という位置付けの組織が、その地域の中でのリーダーシップをとることは大切で、それに向かって勉強していきたいと考えているが、地域によっては、できたばかりのところもあるため、長い目で考えていただきたい。

また、23ページで、「地域の中でつながり出会う場」とあるが、行政へのお願いとして、行政がやることはここまでで、地域でやってほしいことはここからといった、協働で物事を考えるやり方を進めてほしい。つまり、地域と行政の壁を乗り越えて、重複させながら、話し合いができるような地域づくりを進めたら、よりよい地域づくりができるのではないかと思う。

(委員)

高齢者の視点を先程させていただいたが、元気な高齢者はいいことだが、地域の中には、一人暮らしで家に引っ込んでいような高齢者が増えている。こうした中で、コミュニティや自治会が知らん顔しておくことはできない。孤独死や孤立死をさせないコミュニティのあり方の視点がいると思う。

こうした課題があるということを、どこか文面の中で示してほしい。

(事務局)

先程申し上げたように、これからの活動は、イベント中心型から課題解決型にシフトしていくことが大切だが、どのように今のご意見を表現していくかについては、検討させていただきたい。

(事務局)

7ページの現状と課題の中で、地域のつながりは希薄化しているが、一方で、近所づきあいや地域の連帯の必要性はあると思う人が多く、その理由としていざという時に助け合うことができるが84%を占めている。こうした意識をこの課題解決につなげていくのかを切り口に、考えていきたい。

(委員)

25ページの「コミュニティプラン」について、「地域コミュニティプラン」だと思いが、あえて「地域」を外した理由はあるのか。

(事務局)

これは「地域コミュニティプラン」のこと。

(委員)

14ページの「組織の体制(例)」について、これは1つの例で掲載されていると思うが、地域にはそれぞれ特性があるため、色々な組織のパターンを考えていただくと、地域でよりふさわしいあり方を考えることができる。

(委員)

光市社会福祉協議会では、光井地区担当の職員がいて、光井地区の福祉員の研修をどのようにやろうかと相談したりするが、それと同じような感覚で地域担当職員を捉えていいのか。例えば、地区でコーディネーター役をお願いしたら、それに対応できるなど。

(事務局)

職員の体制を含め、具体的なことは未定な部分が多いが、28ページをご覧いただくと、地域の成長過程の中で、行政がどのように関わっていくのか、主には地域担当職員の関わりを示している。

例えば、先程の委員さんがおっしゃったように、組織の体制についても、その地域の高齢化の進行や人口の動向等の分析、さらには、地域にある団体の状況の収集や似たような先進地での取組み等を紹介しながら、この地域ではどのような組織が相応しいのかについて、情報提供することも地域担当職員の役割になる。

また、時にはコーディネーター的な役割で以って一緒に地域づくりを話合っていくことも大切であるなど、地域の成長過程に応じてサポートしていく役割が地域担当職員にはある。

(委員)

その場合、地域担当職員の所属は、市民部になるのか、それとも教育委員会になるのか。

(事務局)

いろいろな形態があって、例えば光井に住んでいる職員は所属部に関わらず、全員が地域担当職員になる場合もあれば、再任用職員になる場合もある。また、各地区に課長級1名、係長級1名、職員が1名の計3名のチーム制で他の部で所属しながら兼務している場合もあれば、専任でなっている場合など、各自治体で色々な形をとっているため、どの形が光市に合うのか、現在、担当で調査研究をしているところ。

(委員)

光井に住んでいる職員は、全員になってもらい、色々な活動に参加してほしい。

(委員)

地区社会福祉協議会は、任意団体で考えていいのか。社協の活動は、実際には、コミュニティの専門部の中で行っていると思うが、その財源は、ほとんど自治会長が集めて行っている。つまり、活動は福祉部が、活動費は自治会が集めてやるわけだから、

これからは、個々ではなく一緒になってやっていく必要がある。青少年健全育成地区会議についても同じこと。

また、27ページある、「拠点施設の充実」と「地域活動の財源」についても、皆さん意見があると思う。例えば、室積のコミュニティセンターのように、他の地域でも拠点としてあった方がいいとか、財源についても、これからは交付金と地域でがんばりなさいということになると思うが、これからの見通しをもって地域コミュニティを推進していかなければいけない。こうした意見がほしい。

(会長)

市内のある地域では、財源を一本化したところもあるが、上手くいっていると聞いている。浅江でもやっていかないといけないと思っているところ。

それでは、時間もきたところなので、進行を事務局に返したい。

(事務局)

今後の予定として、本日皆様からいただいたご意見や、本日から来月の24日まで募集期間としているパブリックコメント等を踏まえ、最終案を取りまとめることとしている。

また、9月の議会の委員会において報告をするとともに、第8回目の懇話会を9月下旬に開催する予定とし、本基本方針の策定完了という流れになっているため、引き続き、ご協力をお願いしたい。